	令和 7年	 F	}川町		美委員	] 会	第 6 [	回総会	会 議	事録	
召集月日 令和7年6				5月1	.3 日	(金)					
開	開 会 令和7年6			6月25日(水) 午前9時20分							
閉	会 令和7年6			5月2	25 日	(水)	午前	午前 9 時 35 分			
議	長	北塘	高茂	代	理議	長杉田	京子	仮記	議長		
各 委 員 出 席 状 況											
農 業 委 員 (14 名中 14 名出席、0 名欠席)											
1	杉田	京	子	出	席	8	产	藤吉	哲 男	出	席
2	飯塚	久	雄	出	席	9	能	見	義 夫	出	席
3	赤沼		裕	出	席	1 0	田	幡り	1 夫	出	席
4	北堀	高	茂	出	席	1 1	石	川)	と 男	出	席
5	大嶋		到[	出	席	1 2	井	上方	变 昭	出	席
6	告 田	利力	子	出	席	1 3	吉	田	昇	出	席
7	齋藤美津子		出	席	1 4	贄	田基	表 司	出	席	
農地和	農地利用最適化推進委員 (9名中9名出席、0名欠席)										
下福	田 小	林	隆	出	席	伊世	片 瀬	i 上	勉	出	席
上福	田小	久 保	透	出	席	中尾・水	房 山	下	武	出	席
Щ	田 服	部雅	俊	出	席	羽尾1		島	康 男	出	席
土:	塩 杉	田照	秋	出	席	羽尾2	2	島	一 男	出	席
和泉・菅	舒田 鈴	木 康	夫	出	席						
参与者						書言	2	事	务 局		
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により											
会議録署名委員及び会議書記を指名した。											
会議録署名委員 7番 齋藤美津子 8番 齋藤哲男								男			

第 6 回 総 会 審 議 議 案									
日程第1		議事録署名委員の指名							
日程第2	議案第 23 号	農地法第3条(委員会)について							
日程第3	議案第 24 号	農地法第3条の3(相続等による権利移動)について							
日程第4	議案第 25 号	農地法第4条(届出)について							

顛 末

○開 会

- 事務局 皆さん、おはようございます。令和7年第6回の農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席者はおりません。最初に北堀会長より、ご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。
- 会 長 令和7年第6回の総会にお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。田圃の方は、一部の方はまだ作っていますが、田植えも終わりつつあります。今年は、水の心配もなく作付けされたようです。今、入梅ということで1週間ぐらい30度以上になるそうです。クーラーを使わない方が亡くなったという話を聞きます。皆様におかれましても、気を付けていただければと思います。また、産業振興課で物価対策事業臨時支援金の申請受付をしています。所得によって申請した方には支援金が出るそうなので、該当する方がいましたら申請したほうがよろしいかと思います。それでは、本日提案された議案の慎重審議を皆様にお願いして、会長の挨拶とさせて、いただきます。ありがとうございました。
- 事務局 ありがとうございました。それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第4条で「会長は会議の議長となり議事を整理する」とございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 議 長 滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、14 名中 14 名であります。滑川町農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数に達しております。令和7年滑川町農業委員会第6回総会は成立をいたします。これより開会いたします。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第 29 条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めております。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中9名です。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は、担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員 会会議規則第 13 条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議 長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議 席番号7番齋藤美津子委員、議席番号8番齋藤哲男委員にお願い いたします。なお、会議書記は事務局の菅野主任にお願いいたし ます。以上で日程第1を終わります。

## ○議案審議

議 長 日程第2、議案第23号「農地法第3条について」を議題といた します。なお番号1につきましては、私が農業委員会等に関する 法律第31条第1項の規定「議事参与の制限」に該当するため、退 席し杉田職務代理に議事進行をお願いさせていただきます。よろ しくお願いいたします。

(退席)

職務代理 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第23号「農地法第3条(委員会)について」、申請件数は1件になります。申請番号1、議案書の1頁、資料は、議案第23号資料1になります。それではご説明致します。申請地は、大字〇〇字〇〇×××番××、畑、農用地区域、826㎡。同じく字〇〇×××番××、畑、農用地区域、659㎡。同じく、字〇〇×××番××、畑、農用地区域、163㎡の3筆合計1,648㎡になります。譲渡人は、1筆目は、〇〇〇区〇〇×××番××、□□□様。2筆目は、〇〇〇下〇〇×××番地××、□□□様。3筆目は、〇〇○町大字〇〇×××番地××、□□□様です。譲受人は、〇〇町大字〇〇○×××番地××、□□□様です。譲受人の経営規模については、議案書のとおりです。申請事由ですが、営農規模拡大のため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第3条に関しては、農業委員会が許可、不許可を決めることになり、同条2項に該当す

るときは、許可をしてはならないことになります。それは、経営 状況調査等をもとに判断となります。そのため取得する農地につ いて、適正に耕作ができるか、耕作計画を見ての審査になります。 なお、申請地について町産業振興課より地域計画に支障がないこ とを確認しております。ご審議のほど宜しくお願い致します。

- 職務代理 ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告 を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明 をお願いいたします。
- 9 番 3斑班長9番能見です。現地調査の結果について、報告いたします。6月18日水曜日午前8時より、3班農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名で現地調査を行いました。なお詳細については、石川委員に説明をお願いします。
- 番 11番石川光男です。6月18日水曜日午前8時より、3班農業 11 委員2名、農地利用最適化推進委員2名計4名で譲受人の□□□ 氏立会いのもと現地調査を行いました。本件申請地は、○○○脇 ○○○線を右折し○○○交差点を左折し、○○○十字路を××× mくらい行ったところを右折し×××mほど行ったT字路を左 折し、×××m先の左側に申請地の○○○字○○○×××番××  $\times$ 。また、先ほどのT字路を右折し $\times \times \times m$ 先を右折し、 $\Box\Box\Box$ 氏宅の東側 $\times \times \times$ mほどにあるのが $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 字 $\bigcirc\bigcirc$  $\bigcirc \times \times \times \times$ ×番×××です。○○○字○○○×××番×××及び×××番× ××は接続する道路が大変狭く一般的には、譲受人の□□□氏以 外の方が管理していくのは困難と思われる。○○○字○○○×× ×番×××は大変きれいな状態で保全管理されています。申請地、 三筆とも境界杭の確認もいたしました。〇〇〇字〇〇〇×××番 ×××は、里芋が作付けされており、×××番×××はキュウリ などが作付けされておりました。いずれの農地のも所有者から管 理を依頼され□□□氏が 20 年にわたり管理されているとの事で す。理由書が添付されていますので朗読いたします。私は 20 年 の農作業歴があり、菊芋や里芋を主に耕作しております。今回申 請地を取得する経緯につきましては、現在の土地の所有者から兄

第三人でそれぞれ農地を相続したが、自分で耕作することが難しいという事で私に所有権移転について相談がありました。特に□□氏は、○○○に居住されているため草刈等の管理をすることが難しい状況です。申請地については、私の住宅や耕作している農地に近く、もともと所有者に頼まれて私が管理していたため取得をすることに決めました。以上のことは農地法第3条に基づく手続きをさせていただく理由となります。申請地は、埼玉県比企郡滑川町○○○字○○○×××番××、畑、826㎡、○○○×××番××、畑、659㎡、×××番××、畑、163㎡。令和7年6月6日、○○○県○○○郡○○○町大字○○○×××番地××、□□□。以上の理由から本件申請は、許可条件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 推進委員 3班推進委員の□□□です。6月18日水曜日午前8時より、3 班農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名計4名で現地調査 を行いましたところ、良好に耕作されており、問題はありません。 以上です。
- 職務代理 ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さん から詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

職務代理 それでは無いようですので、申請の通り議案第 23 号番号1に ついては許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

- 職務代理 全員賛成ですので、議案第23号番号1については、申請のとおり、許可と決定いたします。以上で議案第23号番号1は終了します。
- 職務代理 退席した委員の復席をお願いいたします。 (復席)
- 議 長 それでは引き続き議長を務めさせていただきます。 日程第2議案第23号は以上になります。

- 議 長 日程第3議案第24号、「農地法第3条の3について」を議題と いたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 議案第24号「農地法3条の3(相続等による権利移動)について」を説明いたします。届出案件は1件になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づき、専決処分とした案件の報告となります。議案書の2頁、資料は、議案第24号資料1-①、②になります。所在地は、大字○○○字○○○×××番×××、畑、533㎡外6筆、合計6,542㎡になります。位置については資料のとおりとなります。届出者ですが○○○市大字○○○×××番地×××、□□□様です。届出事由は、相続による所有権取得によるものです。補足として受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。
- 議 長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

- 議 長 それでは議案第 24 号の質疑を終了いたします。日程第 3 は以上になります。
- 議 長 日程第4議案第25号、「農地法第4条届出について」を議題と いたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 議案第25号「農地法4条(届出)について」をご説明いたします。議案書の3頁、資料は、議案第25号資料になります。今月の届出案件は1件になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので説明をさせて頂きます。所在地は〇〇〇×××番××、畑、農業振興地域外の農地、312㎡になります。位置については資料をご確認ください。届出者ですが〇〇〇×××番地××、□□□様です。届出事由は、所有権により、長屋住宅を建築する為、転用したいというものです。補足として市街化区域内の農地であり、受理状

況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議 長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

- 議 長 それでは議案第 25 号の質疑を終了いたします。日程第 4 は以上になります。
- 議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了いたしました。それでは、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (委員より異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和7年第6回総会 は、閉会することに決定いたしました。ご協力ありがとうござい ました。
- 事 務 局 北堀会長、議事進行お疲れ様でした。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。最後に、総会を終了させていただきますが、杉田職務代理より、閉会のご挨拶をお願いします。
- 職務代理 長時間にわたり慎重審議、ありがとうございました。以上で令和7年第6回総会は、閉会いたします。どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和7年7月28日

議 長 北堀高茂

署名委員 齋藤 美津子

署名委員 齋藤哲男